

# Q&A

## よくある質問

NO.	質問	回答
1	アルコールチェック義務の対象事業所を教えてください。	安全運転管理者を選任する必要がある事業所がアルコールチェック対象の事業所（営業所）となります。
2	選任はどこに届けばいいのですか？ また、選任前に講習を受けなければいけないのですか？	該当の事業所がある最寄りの警察署に届け出を行います。 講習については、届け出が完了してから直近で受講できる講習を受けていただく流れとなります。
3	副安全運転管理者等の届け出は必要か	届け出が必要となります。道路交通法第74条3-5 『自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任したときは、選任した日から十五日以内に、公安委員会に届け出なければならない。』
4	同じ会社で同じ敷地内に違う部署がある場合、車両台数は一緒には換算せず、部署ごとに考えるのでしょうか？	同一法人、同一事業所の場合、安全運転管理者の選任は1名が良いと思います。
5	同一法人でいくつかの事業所を持っている場合は、その事業所ごとの安全運転管理者の選任が必要なのでしょうか？	安全運転管理者は事業所ごとに選任する必要があります。
6	ネットでの届け出が多くなっていますが、その場合「管理者証」が発行されないようです。「管理者証」が発行されない場合、写しに代わる方法はないのでしょうか？	警視庁のサイトに『オンラインで申請された場合でも、管理者証の受領及び返納、変更で事業所を管轄する警察署にお越しいただくこととなります。』との記載がありますので、管理者証の受け取りは警察署に赴いていただく必要があるようです。
7	安全運転管理者を同じ事務所内のグループ会社に業務委託することは可能ですか？	安全運転管理者は、複数の営業所や企業間で兼任は出来ませんので、あくまでも自社かつ自事業所内で選任していただく必要があります。
8	安全運転管理者が不在の場合等確認が困難な場合とは、どの程度の範囲を解釈できますか？	現状において、安全運転管理者が実施する酒気帯びの確認の頻度や回数などの指定はございませんので、特に制限はないと考えられます。
9	酒気帯び確認は基本的に安全運転管理者とは別に担当を立てようと考えています。担当について規定は特にないようですが、『チーフ以上の役職、または〇〇部の社員』という決め方でも問題ないのでしょうか？	実務として酒気帯び確認を行う方は、社内の方であれば、どなたであっても問題はございません。
10	管理部門または同乗者が確認し、その記録を管理者が確認するなどの運用も可能なのでしょうか？	『副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者』の確認も認められておりますので、安全運転管理者ではなく、同乗者または管理部門による確認も問題ございません。
11	工場敷地内など、私有地内の運転でもアルコールチェックは必要なのでしょうか？	私有地内で使用している車両が、ナンバーを取得していない私有地内専用の場合、安全運転管理者制度における管理台数の対象外になると考えられます。
12	自動車運転代行業者ですが、運転者のみの事業所があります。	自動車運転代行業者などは車両保有台数の条件に関わらず、事業所ごとに安全運転管理者の選任が必要であると定められております。
13	白ナンバー4トントラック1台と普通自動車11台の場合は今回の義務化の対象になりますか？	はい、安全運転管理者等の選任対象事業所になりますので、酒気帯び確認も必要です。
14	会社名義の事業用自動車と自家用自動車（5台以上）の両方を所有している場合、この法令改正に伴い会社名義の自家用自動車を運転する者に対してアルコールチェックをする必要がありますか？	自家用自動車について、もし業務に使用している場合、安全運転管理者の管理すべき車両の対象に含まれますので、アルコールチェックの義務化の対象となります。
15	社有車ではなく社員の車両を借り上げて業務利用している場合、アルコールチェックの義務化の対象になりますか？	社員の車両を業務に使用している場合、安全運転管理者の管理すべき車両の対象に含まれますので、アルコールチェックの義務化の対象となります。
16	社用車が本社で10台、ほかA支店3台、B支店は6台の場合、A支店ではアルコールチェックは不要なのでしょうか？	A支店は安全運転管理者の選任対象外の拠点となりますので、アルコールチェックの義務の対象にはなりません。
17	6拠点合計で社有車18台あります。1拠点のみ10台を超えますが残りの5拠点では1台です。この場合、全拠点が対象になりますでしょうか？	1台ずつ社有車がある5拠点で、安全運転管理者選任事業所の届け出を出していなければ、5拠点に関しては対象外です。
18	他県に、4営業所があり1台ずつ車がありますが、これも管理しなければならないのでしょうか？	4営業所は安全運転管理者選任義務のない営業所となりますので、酒気帯び確認の義務はありません。
19	本社（車両台数約40台）で安全運転管理者の選任と届出をしているが、事業所（車両台数5台未満）では運転管理者を選任、届出をしていません。事業所のアルコールチェックと点呼は必要でしょうか？	安全運転管理者の制度は、事業所単位となりますので、5台未満の事業所は対象とならず、アルコールチェックも不要となりますし、安全運転管理者の選任も不要となります。
20	3つの事業所があります。1つの事業所は5台以上車両がありますが、残り2つは2台ずつとなります。この場合、2台の事業所はアルコールチェックの対象でしょうか？	今回の義務化の対象は、安全運転管理者を選任する事業所になりますので、車両台数2台の事業所は対象外となります。
21	会社保有車両が5台あり、運転者が10名など複数人が車両を運転する場合、その都度計測を行うのでしょうか？この場合都度安全運転管理者が点呼を行い確認を行うのでしょうか？	同一車両を複数人がご使用になる場合は、運転をされる方全てにおいて点呼やアルコールチェックは必要になります。
22	対象事業所に10台の共有車両があり、その車両を120人でシェアしている場合、各々酒気帯び確認は必要か？	酒気帯び確認の対象となるのはあくまでも運転をされる方ですので、その120名の中で、業務として当日運転される方が酒気帯び確認の対象となります。
23	対象となる車両についてですが、49cc以下の原付は対象になるのでしょうか？	法律上でいえば、原動機付自転車は安全運転管理者制度の対象外になりますので、アルコールチェックも不要という事になります。
24	対象外の原付を使用している者については、記録をつける義務は発生しないのでしょうか？	安全運転管理者制度に基づく法令だけでいえば、確かに対象外の原付等を管理する義務はございません。しかしながら、安全面を考慮した場合、出来ればすべての社員の方にアルコールチェックを行って頂ければと思います。
25	運搬業務ではなく営業車は点呼が必要なのか？また作業員の集団移動のための車両は点呼必要？	運搬、営業など用途に関係なく、安全運転管理者の選任義務が生じる台数であるか否かが、重要です。安全運転管理者の選任対象外であれば、アルコールチェック対象外です。
26	ナンバーのない構内作業車（フォークリフト）の運転時もアルコール測定の対象になりますか？	道路交通法、安全運転管理者制度の対象外です。
27	現場でフォークリフトを使用しています。フォークリフトだけで5台以上あります。この方たちへの実施は必要ですか？	フォークリフトについてですが、ナンバー無しの場合であれば対象になりません。しかしながら、ナンバー有の場合おそらくは車両の大きさによって大型特殊車両もしくは小型特殊車両として登録されておられるかと思われます。この場合、公道を走行できる車両となりますので、安全運転管理者制度での対象になると考えられますので、アルコールチェックの必要もございます。
28	弊社にはフォークリフト（ナンバー有、ナンバーなしどちらもあります）がありますが、こちらも対象でしょうか？	フォークリフトについてですが、ナンバー無しについては対象になりません。また、ナンバー有の場合おそらくは車両の大きさによって大型特殊車両もしくは小型特殊車両として登録されておられるかと思われます。この場合、公道を走行できる車両となりますので、安全運転管理者制度での対象になると考えられます。

29	自転車は対象になりますか？	自転車での業務移動、自転車通勤は義務ではありませんが、通勤災害、労働災害、いわゆる、労働安全衛生観点で、マイカー通勤者、徒歩通勤者を含め、「全従業者」を対象とすることが、飲酒運転やアルコール問題の防止になると考えております。
30	白ナンバー使用事業所の義務化とのことですが、黄色ナンバーの軽自動車を使用している場合でも、安全運転管理者選任要件を満たしていれば義務化の対象という認識でよろしいでしょうか。	はい、おっしゃるとおりです。
31	管理社用車のなかに役員車もありますが、管理上不可避ですか？	はい、おっしゃる通り役員の方が使用する車両であっても安全運転管理者専任事業所の場合、業務で使用するのであればアルコールチェック義務化の対象となります。
32	30台の社有車を120名ほどが共有しています。検知器は車両数必要でしょうか？	弊社の検知器の場合、事務所内でのアルコール測定は機種によっては十分に1台で測定は可能だと思われます。なお、直行直帰などの場合で事務所外でのアルコール測定をお考えの場合、直行直帰を行う台数分のアルコール検知器が必要になると考えられます。
33	当日運転する予定がある者のみの点呼で良いのでしょうか。	改正道路交通法施行規則は、「運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認」と記載されておりますので、当日運転される方のみ、酒気帯び確認が必要となります。
34	事務職員が施設間を移動する際に運転する社用車についてもアルコールチェックの対象と考えるのでしょうか？	業務形態や運用目的を問わず、社員の方が業務で運転をされる場合は全て対象となります。
35	運転登録者ではない一般事務の従業員のアルコールチェックは必要になりますか？	令和4年4月より施行される改正道路交通法施行規則では、業務で車両を運転する方の運転前後の酒気帯び確認が必要となります。一般事務の方も業務で車両を運転する場合は対象です。
36	事務員が社有車で銀行等に外出するときにはアルコールチェックは必要か？	銀行等への外出など非常に短時間の使用であれ、業務で運転を行う際には、必ずアルコールチェックは必要となります。
37	会社名義の車両を役員が使用しています。役員も会社の車を運転するのであればアルコールチェックの対象になると考えてよいでしょうか。	役員の方がご使用になる車両であっても、会社名義の車両で業務でご使用になっている場合であれば、安全運転管理者制度の対象になると考えられます。ですので、運転をされる役員の方も運転前、運転後のアルコールチェックをしていただく必要がございます。
38	社長も検査の対象か？	社長様も含め、全ての運転をされる方が対象となります。
39	同じ人が幾度も外出⇄帰社を繰り返す場合、都度チェックが必要ですか？	酒気帯び確認のタイミングは「運転を含む業務の開始前または出勤時」および「運転を含む業務の終了後や退勤時」です。
40	社長含め社員26名、業務で運転するのが10名ほどなのですが全員アルコール検査を行わなければならないのでしょうか？	安全運転管理者選任事業所の場合、当日業務で運転されるすべての方にアルコールチェックを行う必要がございます。
41	従業員200名おりますが、業務で運転する者100名。他100名は事務職と工場勤務です。他100名のアルコールチェックと目視確認は必要ですか。	今回の改正道路交通法施行規則によれば、業務で運転しない方のアルコールチェック行為は不要です。業務で車の運転をしない方は酒気帯び確認の対象外業務で車の運転をされる方は酒気帯び確認の対象です。
42	運搬業務ではなく営業車は点呼が必要なのか？また作業員の集団移動のための車両は点呼必要？	運搬、営業など用途に関係なく、安全運転管理者の選任義務が生じる台数であるか否かが、重要です。安全運転管理者の選任対象外であれば、アルコールチェック対象外です。
43	工場など…アルコールチェックを受ける必要がある従業員の範囲・条件等教えてください。	今回のアルコールチェック義務化は、安全運転管理者制度がベースになっており、安全運転管理者の選任事業所においては業務形態や運用目的を問わず業務で運転をされる場合は全ての方が対象となります。
44	飲食店を運営しておりますが、飲食店従業員もチェックが必要ですか？	安全運転管理者の選任が必要である条件を満たす場合、飲食店であっても業務で車両を使用する場合、アルコールチェックは必要となります。
45	通勤車両についてはアルコールチェック対象外というのは法律、警察のどこの文言を読み解けばよいでしょうか。	警視庁HPの安全運転管理者等法定講習『安全運転管理者のよくある質問』に、安全運転管理者選任の対象外として『業務に使用せず、通勤のみに使用する』との記載があり、制度上業務と通勤を区別していることが伺えます。そのうえで、警察庁の公布からは対象となる運転を『一連の業務としての運転』としておりますので、今回の義務化の対象からは、通勤の運転は除外されると考えられます。
46	全社員が自動車通勤ですが、出社前に自宅でアルコールチェックをするとすると、安全運転管理者はその全員分のチェックを終えてから出社ということになります。今からでも取りやめにしてほしい制度です。	業務で運転されない場合、マイカー通勤の方はアルコールチェックの義務化の対象にはなりません。ただし、直行直帰等はその対象となりますので、困難かとは存じますが、ご対応のご準備をいただければと存じます。
47	マイカー通勤者だが、仕事で社有車に乗らない方はチェックは不要で宜しいでしょうか？	おっしゃる通り、法的にはアルコールチェック義務化の対象とはなりません。
48	マイカー通勤の社員にもチェックが必要ですか？	法律上で申しますと、マイカー通勤の方は業務で運転されない場合、アルコールチェックの義務化の対象にはなりません。
49	社員が自家用車で仕事として銀行へ週何回か出掛けています。その車両も1台とカウントしますか？	社員の自家用車であっても業務に使用している場合、安全運転管理者の管理すべき車両の対象に含まれますので、アルコールチェックの義務化の対象となります。
50	マイカーにて通勤を行いそのまま業務に用いている場合は対象となりますでしょうか？	社員の方の自家用自動車を、通勤のみに使用している場合は、安全運転管理者の管理すべき車両には含まれませんが、業務に用いている場合は、管理すべき車両となりますので、アルコールチェック義務化の対象となります。
51	マイカーの通勤は対象外と伺いました。マイカーを業務（お客様訪問等）で使用する場合は、対象と考えれば良いでしょうか。	はい、そのようにお考え下さい。
52	マイカーで会社へ出社し、「会社→作業所」へマイカーで移動するのは、「業務に使用する」に当たるのでしょうか？	会社へ出社後の、拠点間の移動などは、全て業務に使用するとお考えいただければと存じます。
53	自社寮から寮生が派遣先への通勤、退勤に車両を使用する場合はアルコールチェックは必要でしょうか。	寮から派遣先への通勤、退勤という事であれば、アルコールチェック義務化の対象にはならないと考えられます。
54	社用車での通勤はアルコールチェックの対象になりますでしょうか。	通勤の運転は原則としてアルコールチェックの対象にならないとお考え下さい。
55	社有車での日々の通勤は業務外ということでアルコールチェックおよび対面目視確認の必要がないと解釈してよろしいのでしょうか。	通勤に関しては、アルコールチェックの対象にはありませんが業務で運転される場合、アルコールチェック義務化の対象です。
56	通勤で社有車を使用している場合のチェックは実施する義務はありますか？またチェックしないといけない場合はいつチェックを行えば良いですか？	社有車であっても通勤は業務上の車輛の使用ではありませんので、通勤前のチェックは義務の対象とはなりません。アルコールチェック義務化の対象となるのは、出勤後に業務を目的として会社から出発するタイミングになるかと考えられます。
57	社有車での通勤もチェックの対象となりますか？	社有車であっても通勤は業務上の車両の使用ではありませんので、通勤前のチェックは義務の対象とはなりません。

58	直行の運転前・直帰の運転後もチェックが必要ということであれば、その根拠（法令・通達等）をご教示ください。	弊社が、大阪府警および大阪府警ご担当者より警察庁本部に確認いただいた内容を記載させていただきます。 「業務の指示において運転を行うのだから、直行・直帰の運転は業務にあたり、その運転前後にご自宅でのアルコールチェックは必要である」 「あいまいな言い方になるが、移動の内容により判断が分かれると思われる。具体的に言えば、直行・直帰の運転が（頻度や距離において）通常の通勤とほぼ変わらないような内容であった場合、これのみを通勤とみなしてもよいが、そうでない場合は、業務による運転だと判断してほしい。」
59	直行直帰の社員がいる場合に点呼のタイミングは業務開始前後（現場到着・現場出発）でも可能でしょうか。	本件については、各警察署でも見解が分かれた内容になりますが、結論としては、直行直帰の場合であっても運転の前や運転の後にアルコールチェックは必要となりま
60	ほぼ全員直行直帰となり、出発時間も5時～8時、帰社時間も16時～20時などです。管理者も同様の業務に携わっており、5時～20時までTV電話や電話で確認することが現実的ではありません。	確かに、御社のような状況の会社は多いかと思われます。事実、弊社も同様の課題を抱えております。 ですが、現在の法令がこのような対応を求めていることは事実ですので、弊社でも管理者による自宅からの電話対応を行うと共に、それを実施した管理者を早朝出勤として扱うかなどの社内ルールの在り方を協議しております。 ですので、御社におかれましても実際に行うためには早朝出勤にするか、パートタイマーを雇うかなどの措置を講じたうえで、社内ルールの整備をご検討いただければと存じます。
61	目視による点呼業務は安全運転管理者もしくは副安全運転管理者が行う予定ですが、日曜祭日や早朝夜間など365日、24時間体制で管理者を配置することは業務負担が大きく困難です。	お勧めする方法としては、安全運転管理者の業務を補助される方を、なるべく多く選任していただき分担任して実施していただくか、IT点検器を使用した遠隔管理システムをご活用いただくかになります。
62	社有車で通勤する場合、休日等もチェックが必要か？	原則として通勤のみの使用の場合、アルコールチェック義務化の対象にはなりませんので、不要になります。ただし、休日であっても業務で運転をされる場合はアルコールチェックが必要になります。
63	早朝自宅出発の場合、前日もチェック対象でしょうか？	早朝自宅出発の場合も目視等のアルコールチェックは必要となりますが、その場合前日のチェックは不要（かつ無効）であり、早朝であっても運転前のアルコールチェックが必要であると考えられます。
64	勤務上、ひとりで夜間、早朝勤務する場合があります。こういう場合は、勤務時間外の安全運転管理者に、連絡する必要があるでしょうか？	はい、おっしゃる通り、目視等のアルコールチェックを実施するためには、安全運転管理者やその業務を補助する方に、ご連絡を入れていただく必要があるかと思われます
65	結局のところ、深夜帰社や早朝出社する場合でも電話を使ってでも点呼は必要ということでしょうか。	深夜や早朝であってもアルコールチェックは必ず必要になりますので、安全運転管理者が電話システムを使用して実施するか、業務を補助する方による実施いただくことになります。
66	直行・直帰の勤務体制の場合、チェッカー機材配置、記録運用方法などご教授お願い致します。	直行・直帰の場合、遠隔地用のシステムが必要になりますので、弊社製品では8月下旬にリリース予定になります。
67	直行直帰時は対面での目視ができないため、結果的にアルコール検知器の所持が必須となるという理解でいいでしょうか。	はい、必然的に電話点呼等になるため、所持は必要になると思われます。
68	10月以降検知器が義務付けられた際、事務所に記録印字出力タイプの検知器はあり出社時はそれに対応できるが、直行直帰の可能性のある人は別途ハンディタイプの検知器を所持しておく必要があるのでしょうか。	事務所内は現状のアルコール検知器をご使用いただき、直行直帰の対象の方には、可搬型のアルコール検知器を所持していただければと存じます。
69	運転者が直行直帰且つ、休日出勤且つ、レンタカー且つ、一人だけの場合の管理の仕方はどのようなものがありますか？	測定対象者にアルコール検知器を持たせる方式が妥当と考えます。なお、対面に準ずる方法でアルコールチェックをする必要があり、直行であっても、休日であっても、レンタカーであっても、どんな場合であっても、安全運転管理者や業務を補助する方が実施確認をする必要があります。
70	社用車で1名で長期出張に出る場合、出張先で毎日アルコールチェッカーを使用及び記録し、毎日電話をかける必要がありますか。	出張先でもアルコールチェックは必要ですので、おっしゃる通り電話や可搬型のアルコールチェッカーを活用して実施して頂くことになります。
71	安全管理者がネットを使って体調チェックをするとしてもその時間が早朝や深夜になった場合は安全管理者も深夜早朝残業となってしまい、別の問題が生じてしまいそうです。少人数で運営している事業所は、非常に厳しいのではないかと思います。	対応が非常に困難であると思われますが、法律上では運転前後の目視等の確認が必須となりますので安全運転管理者の業務を補助される方をなるべく多く選任し分担任して実施いただいたり、IT機器を使用した遠隔管理システムをご活用いただく方法をご検討いただければと存じます。
72	IT機器を使用した場合に、夜中に携帯型アルコールチェッカーを使用し保存をして後日、安全運転管理者が確認をすることは、今回の条件に違反してしまいますか？安全運転管理者がリアルタイムで確認が絶対条件でしょうか。	目視での確認は対面であれ電話等であれ、リアルタイムである必要がございます。
73	月ごとにカメラと位置情報、時刻がまとまった一覧を出力し、まとめて安全運転管理者等が不備がなかったのかを確認しております。このやり方ではリアルタイムの目視ではないのでNGですか？	今回の法令についていえば、リアルタイムの目視や規定された通りの記録の保存が必要となりますので、NGだと考えられます。
74	休日出勤で安全運転管理者が出勤しておらず、確認がその場であったり、PCのソフトで取れない場合はどのような対応が必要になりますでしょうか。	休日出勤であっても目視によるアルコールチェックは必要となります。そのため、安全運転管理者以外の方でもどなたかが目視による確認を行ったり、電話やシステムを活用した遠隔地での点呼などを実施していただければと存じます。
75	休日出勤時、必ず電話での確認をする為に安全運転管理者若しくは上司等は常に電話を受けられるようにしておかないといけないと言う事でしょうか。	対面が困難な場合も運転前後の確認は必要になります。電話を受け入れる体制にする、時間を決めて実施する等、ご運用次第になります。
76	夜間の緊急お客様訪問の際も点呼、アルコールチェックが必要となるということでしょうか？そして、記録を残す必要があるということでしょうか？	目視を原則としたアルコールチェックは必要になります。対面が困難な場合、スマートフォンのビデオ通話などを活用して、アルコールチェックを行って頂ければと存じます。尚、この場合も記録を残す必要はございます。
77	白ナンバー事業所における現場直行直帰や早出、遅出等時間外でのアルコールチェックをどのような体制とするのか、また定常化させるのか、運行管理外での対応法を御教授できればと思います。	まずは『電話点呼方式』や『IT点呼方式』のご運用をご検討いただいたうえで、人員配置を可能にするための、社内ルールの整備や、場合によってはパートタイマーの雇用などをご検討いただければと存じます。
78	直行直帰の社員が多く、どのような運用（機器）で対応すれば良いのか対応に困っております。	目視等の確認は必須となりますので、困難な場合は『電話点呼方式』や『IT機器を使用した方式』のご運用をご検討いただければと存じます。
79	点呼は原則対面ということから、リアルタイムの確認が意図されているかと思っておりますが、早朝、深夜に人員を配置できない状況ではどのような対応が考えられるのでしょうか？	まずは『電話点呼方式』や『IT機器を使用した方式』のご運用をご検討いただいたうえで、人員配置を可能にするための、社内ルールの整備や、場合によってはパートタイマーの雇用などをご検討いただければと存じます。
80	運転前のリアルタイムでの目視は必ず実施しなければならないのでしょうか？例えば、朝2時に出発する場合、運転手が行った運転前確認の様子を機械を使用して撮影し、安全運転管理者が出社後に確認することは法律上認められないのでしょうか？	あくまでも目視による確認か、それに準ずる方法としてのIT点呼、電話点呼になりますので、リアルタイムでの確認をお願いいたします。

81	弊社の場合、一人一人の動きがバラバラ（時間・出発場所）で現実的に点呼は難しいと思っているのですが、何か解決策はありますか？	まずは『電話点呼方式』や『IT点呼方式』のご運用をご検討いただいたうえで、人員配置を可能にするための、社内ルールの整備や、場合によってはパートタイマーの雇用などをご検討いただければと存じます。
82	業務上、早朝、深夜土日などに安全運転管理者やその補助者が24時間体制で勤務していない場合、目視で確認できない場合、こういった方法がとれるのでしょうか？	まずは『電話点呼方式』や『IT点呼方式』のご運用をご検討いただいたうえで、人員配置を可能にするための、社内ルールの整備や、場合によってはパートタイマーの雇用などをご検討いただければと存じます。
83	社用車にて直行直帰の場合、通勤になるのでしょうか？	直行直帰の場合は、その運転が通勤ではなく業務上の移動であると考えられます。そのため、運転前後のアルコールチェックが必要になります。
84	直行直帰や社用車を使用しての短期～中期出張の場合のチェック方法を教えてください。	直行直帰や遠隔地への出張の場合、対面での確認が出来ませんので、電話等を活用した点呼（アルコールチェック）が必要となります。
85	マイカーで現場に直行直帰する従業員に対する取扱はどうなりますか？直行直帰はマイカーでも業務内で社用車（ダンプ等）に乗る機会がある場合もあります。	お伺いした限りでは、移動先が会社ではなく現場という事ですので、これは通勤ではなく業務上の移動と考えられます。そのため、アルコールチェック義務化の対象は、現場に直行する前（運転前）と直帰後（運転後）になると思われます。
86	当社はサービス業で営業車による顧客訪問が発生します。直行直帰が多いのですが、この場合運転者に検知器を携帯させるしか方法はないですね？	はい、おっしゃる通り、直行直帰や遠隔地のレンタカー使用などの場合はアルコール検知器を携帯していただいたうえで、スマートフォン等による点呼が必要になります。
87	直行直帰の場合いつアルコールチェックをするのですか？	直行直帰の場合は、その運転が通勤ではなく業務上の移動であると考えられますので、直行前（運転前）と直帰後（運転後）のアルコールチェックが必要になります。また、セルフチェックに関しては、安全運転管理者本人の運転も含め全て認められませんので、電話点呼等、他の方による目視等の確認を行ってください。
88	直行直帰の場合、家からお客様へ行くまでは通勤として運転前のアルコールチェックは対象外としてもよろしいでしょうか。また、安全運転管理者の補助的業務を行うものを運転者本人にしてセルフチェックさせても問題ないでしょうか。	直行直帰の場合は、その運転が通勤ではなく業務上の移動であると考えられますので、直行前（運転前）と直帰後（運転後）のアルコールチェックが必要になります。また、セルフチェックに関しては、安全運転管理者本人の運転も含め全て認められませんので、電話点呼等、他の方による目視等の確認を行ってください。
89	安全運転管理者が自ら、ひとりで勤務する場合は、他の副安全運転管理者に連絡する必要はありますか	基本的に安全運転管理者であってもセルフチェックは認められませんので、副安全運転管理者や安全運転管理者の業務を補助する方へのご連絡（アルコールチェック）をお願いいたします。
90	営業が直行、直帰した場合のチェック方法を再度ご教示頂きたい。土曜など事務所出勤者が1名の場合もありますが、その場合はセルフ点呼でも良いのでしょうか。	直行直帰の場合は、その運転が通勤ではなく業務上の移動であると考えられますので、直行前（運転前）や直帰後（運転後）のアルコールチェックが必要になります。また、セルフチェックに関しては、安全運転管理者本人の運転も含め全て認められませんので、電話点呼等、他の方による目視等の確認を行ってください。
91	社用車運転者と安全運転管理者などの出勤形態が異なり、かつ事業規模が小さく代替の管理者などもない場合、目視等のチェックが難しい場合が多々あるかと思えます。そのような場合の対策はありますか？	目視等のアルコールチェックを実施するのが難しい場面はあるかもしれませんが、法律上では必須となりますので、そのためのご準備は必要かと存じます。まずは安全運転管理者やその業務を補助する方が電話等で対応をしていただく必要があるかと思われますのでそのご準備か、場合によっては点呼のためのパートタイムの方の雇用なども含めて、ご検討をいただければと存じます。
92	緑ナンバーが厳格にアルコールチェック含め点呼業務をしているので、今回の白ナンバーは、まだ軽い運用ということでしょうか。しかし7時前の直行や22時過ぎの直帰でも電話点呼をしなければいけないというのは現実的ではありません。	確かに早朝・深夜の点呼は点呼者の確保等困難かと存じますが、現状の法律ではそのような対応が必要となりますので、場合によっては社内規定の見直しや雇用による点呼要員の確保等でご対応いただければと存じます。
93	安全運転管理者や補助者の業務時間外の場合、目視での確認ができません。事後報告は認められていないようですが、安全運転管理者の負担が大きく社内でも批判的な意見が多数あります。	確かに早朝・深夜の点呼は点呼者の確保等困難かと存じますが、現状の法律ではそのような対応が必要となりますので、場合によっては社内規定の見直しや雇用による点呼要員の確保等でご対応いただければと存じます。
94	直行直帰など早朝・深夜でも都度に電話等で安全運転管理者は対応しなければならないのか？就業時間内の事後報告・記録ではダメなんでしょうか？そうでなければ安全運転管理者または代理人は24時間体制となり現実的ではないと思えます。	確かに早朝・深夜の点呼は点呼者の確保等困難かと存じますが、現状の法律ではそのような対応が必要となりますので、場合によっては社内規定の見直しや雇用による点呼要員の確保等でご対応いただければと存じます。
95	直行直帰や早朝出発、夜遅い帰社などの時はITや電話点呼可能とのことですが、早朝や夜遅い時間の点呼は業務時間外になりますので、他にいい方法はありますか？	早朝・深夜の点呼は点呼者の確保等困難かと存じますが、現状の法律ではそのような対応が必要となりますので、場合によっては社内規定の見直しや雇用による点呼要員の確保等でご対応いただければと存じます。
96	出発前の確認を管理者の出発後、運転後の確認を翌日管理者が出発した後に行っても、今回の安全運転管理者の職務ができていくということになりますか。	あくまでも目視による確認か、それに準ずる方法としてのIT点呼、電話点呼になりますので、リアルタイムでの確認をお願いいたします。
97	アルコールチェックの確認はリアルタイムでなければいけないのでしょうか？後でクラウド保存や、ライン送信の内容を確認する方法でも宜しいのでしょうか？	目視による確認かそれに準ずる電話等の確認になりますので、クラウド保存やデータを後から確認する方法は認められておりません。リアルタイムでの確認をお願いいたします。
98	管理簿・チェックリストのひな形があったら欲しい。	本体機器よりダウンロードが出来ますのでそちらを使用してください。
99	記録保存は紙ではなく電子データでもよいのでしょうか？	記録保存の形式に指定はございませんので、紙でも電子データでもどちらでも問題ございません。
100	電子データの保存でもOKとのことでしたが、紙と同じように安全運転管理者の承認（印）や、改竄を行えないように措置を講じるなど、監査・証跡上の要件はありますか？	現状の警察庁の発表においては、承認方法や改ざん防止等の細かい規定はございませんので、作成者の裁量に任されていると判断できるかと思われます。とはいえ、正確な記録を保存することも前提にはなりますので、改ざん防止の運用方法はご検討いただければと存じます。
101	（記録に関して）自家用車で業務を行う場合、自家用車のナンバーを記載する必要があるのでしょうか。	自動車登録番号だけでなく、識別できる記号や番号も可能です。
102	点呼記録について教えてください。記録表は紙ではなく電子での保存もOKとのことですが、例えば、グーグルのスプレッドシート等の複数の人が共同作業できるツールでも大丈夫でしょうか？	記録保存の方法は特に指定はございませんので、おっしゃるよう共有ファイルツール等でも問題はないかと思われますが正確に記録することが前提となりますので、改竄等が発生しないような運用方法はご検討いただければと存じます。
103	運転日報に項目を追加して点呼簿を兼ねることは問題ないでしょうか？	記録保存の条件としては、必要な事項が記載されているだけです。運転日報などに併記していただくことは、全く問題はないかと存じます。
104	記録簿へはアルコール検知の有無のみ記載でよろしいでしょうか？	警察庁から記録すべき項目が指定されておりますので、記録簿へは全ての項目を記載ください。
105	白ナンバーアルコールチェックについて、何かしらのシステムで実施結果を電子で保存する事を想定した場合に、点呼簿を保存する必要はありますか？そもそも、点呼簿をシステムから出力する必要がありますでしょうか。	記録の保存については項目の指定のみですので、電子保存でも紙の保存でも問題ないと思われます。しかし現在の保存方法が指定項目すべてを満たしていない場合は、別途全ての項目を網羅した保存方法が必要になります。
106	1台の車両を複数名で必要に応じて使用する場合の点呼や記録表はどのように実施・管理するのが望ましいですか	基本的に、アルコールチェック等の管理については、車両単位ではなくドライバー様単位で行って頂ければと存じます。

107	警察や自治体への定期的な提出義務がない限り自社満足だけで終わるのではないかと疑問に思う。今後、年に1回など提出義務化まで法律上の規制になればよいと思う。	おっしゃる通り、現状においては提出義務や未実施の罰則は整備されているとはいいたいがたい状況でございます。 ただ、今回の法令改正が飲酒運転撲滅に対しての効果が低い場合、更なる罰則強化等の改正が行われる可能性は高いかと存じます。
108	白ナンバー事業者にも貨物運送事業のような監査的なものはあるのでしょうか。	大変申し訳ございませんが、白ナンバー事業者様に向けた監査の実態等は公表されておらず、弊社も確認できておりません。 ひょっとすると監査が実施されているケースはあるかもしれませんが、少なくとも弊社では確認できておりません。
109	罰則の説明がありました。警察庁に事業所が罰則されるのですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 査はありますか？	罰則の対象ですが、正確には『自動車の使用者等』になります。 ※自動車の使用車とは車検証に記載された会社、社長名になります。 そのうえで、監査については、少なくとも現状は行われていない模様ですが、今後は行われる可能性はあるかと思われまます。
110	社用車での交通事故が発生した場合（逮捕案件）など、安全運転管理者業務の違反が露見されるケースは具体的にどのようなものが考えられるのでしょうか？緑ナンバー事業者などには不定期の監査など行われているのでしょうか？	まず緑ナンバーの事業者についてですが、監査にもいくつかの種類があり、不定期に行われる監査（一般監査）や、事故等が発生した際の監査（特別監査）などがござい ます。 尚、警察庁の見解では、今後安全運転管理者の選任違反等に関する管理強化を行う 模様で、おっしゃる通り事故発生時においても安全運転管理者制度に法った実態確認 （監査）が行われる可能性はあるかと存じます。
111	白ナンバーで酒酔い運転、酒気帯び運転等で違反した場合に、行政罰として「6ヶ月以内の車両使用制限」とありますが、これは該当車両に対しての罰則でしょうか？それとも会社全体の罰則（その他社用車も対象）になるのでしょうか。	道路交通法第75条及び道路交通施行令第26条に記載の『自動車の使用の制限』に係る 件かと存じます。 そこでは、いくつかの違反行為に対しての使用制限の条件を定めておりますが、対象 は『当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない』となっております ので、この場合は該当車両のみであるとお考え下さい。
112	アルコール検査の結果、0.06検知した場合に道路交通法では酒気帯びにあたりませんが、道路運送法では違反となります。もちろん、運転させませんが違反になるのでしょうか？	道路交通法を見た場合、第65条第1項には『何人も、酒気を帯びて車両等を運転し てはならない』と定められており、0.15mg/lなどの数値はあくまでも罰則を定めるた めの規定と考えられます。更に言えば、体内アルコール濃度に関わらず、酒に酔った 状態、アルコールの影響で正常な運転ができないおそれがある状態で運転した場合は 『酒酔い運転』になるとの定義もありますので、数値基準が絶対的な指標でないこと も伺えます。それらを踏まえたと、やはり数値にかかわらず、酒気を帯びた状態で の運転は禁止していただければと存じます。
113	「酒気帯びの有無」の基準がよくわかりません。チェッカーで、酒気帯び運転に該当する数値が出たときだけが、「有り」で0.15mg/L以下であれば「無し」なののでしょうか？	今回の警察庁のアルコールチェック義務化の法令においては、現時点では数値基準は 定義されておられません。しかし、先行する運輸業界の例にならえば、どのような数値 であれ、ゼロになるまでは運転を停止していただければと存じます。
114	マイカー通勤時にアルコールが検知された場合、会社の責任はありますか？	安全運転管理者制度におけるアルコールチェックの義務化は、あくまで業務で使用す る場合を対象としておりますので、この制度におけるアルコールチェック未実施によ る違反には該当しないと考えられます。 しかし、通勤途中の事故等について事業者の『使用者責任』や 『運行共有者責任』が発生する可能性はございますので、場合によっては飲酒運転や 飲酒事故に関しても『刑事責任』『民事責任』『行政責任』等に関わる可能性もご ざいます。
115	数名乗車の外出で運転者が体調不良などで運転交代が必要となったとします。運転者以外に運転しない想定だったのでアルコール検知器を使用してしない者が運転したことが発覚した場合、違反の対象になりますでしょうか？	アルコールチェック未実施の方の運転は不適合になる可能性がございますので、安全 運転管理者の業務の一つである、交替運転者の配置の措置などを実施していただき、 その方へのアルコールチェック等実施していただければと存じます。
116	運行管理者がいる緑ナンバーです。安全運転管理者選任の自動車使用台数に、緑ナンバーのトラックは含まれるのでしょうか？	運行管理者がおられる事業者は安全運転管理者を選任する必要はございませんので、 今回のアルコールチェック義務化の対象外になります。
117	運行管理者を置いている運送事業者が保有している白ナンバー車両も、アルコールチェックが義務化されるのでしょうか？	運行管理者がおられる事業者は安全運転管理者を選任する必要はございませんので、 今回のアルコールチェック義務化の対象外になります。とはいえ、安全のために緑ナン バーと同様に、現在所有のアルコール検知器による測定をお勧めいたします。
118	トラックを60台所有している会社のため運行管理者を選任していますが、営業マンが白ナンバーの乗用車を使用します。営業マンへのアルコールチェックは必要ですか？また、チェックが必要な場合、確認者は運行管理者で良いのでしょうか？	緑ナンバーの運輸事業者については、安全運転管理者制度は対象外となりますので、 安全運転管理者制度におけるアルコールチェックや目視による確認は不要となりま す。 ただ、安全運転管理者制度での義務はないものの、出来れば運行管理者の方による白 ナンバーの乗務員様へのアルコール
119	緑ナンバーを取得している事業者ですが、白ナンバーの業務車両や営業車両が5台以上あります。白ナンバーに乗車する従業員のアルコールチェックは現在実施していますが、あらたに保管が必要になるという理解でよろしいのでしょうか？	緑ナンバーの運輸事業者については、安全運転管理者制度は対象外となりますので、 厳密に言えば、この白ナンバー車両は安全運転管理者制度における記録の保存は不要 となります。ただ、記録保存等の義務はないものの、今後も白ナンバーの乗務員様 にもアルコールチェックは継続していただければと存じます。
120	運送業ですが白ナンバーの業務車を5台未満所有しています。この場合、事務方のアルコールチェックは必要ですか？	緑ナンバーの運輸事業者については、安全運転管理者制度は対象外となりますので、 安全運転管理者制度におけるアルコールチェックや目視による確認は不要となりま す。 ただ、安全運転管理者制度での義務はないものの、出来れば白ナンバーの乗務員様 に
121	緑ナンバーなので事業用車両への運行管理者による点呼は、100%実施している。しかし自家用車両に対してアルコールチェックは実施しているが点呼としては行っていない。	緑ナンバーの運輸事業者については、安全運転管理者制度は対象外となりますので、 安全運転管理者制度におけるアルコールチェックや目視による確認は不要となりま す。ただ、安全運転管理者制度での義務はないものの、白ナンバーの乗務員様にもア ルコールチェックは継続していただければと存じます。
122	緑ナンバー3台、白ナンバー1台保有の場合、白ナンバー1台もチェックの対象となりますか？	・運輸事業者の緑ナンバー車両 →運行管理者の点呼の対象となりアルコールチェックも必須。 ・運輸事業者の白ナンバー車両 →運行管理者の点呼対象とならない上に、安全運転管理者の管理車両でもないため、 アルコールチェック義務化の対象外。 とはいえ、運輸事業者様であればアルコール検知器は保有されておられるかと存じま すので、是非とも白ナンバー車両についてもアルコールチェックの実施をお願いいた します。
123	運輸事業者の場合、点呼全体の1/3未満に限って補助者におこなわせることができますが、安全運転管理者が実施する点呼についても同様な扱いになるのでしょうか。	弊社にて、警察署に確認も取りましたが、今回のアルコールチェックの義務化におい ては、実施者の回数、割合等の制限はございません。これは安全運転管理者が不在で ない（社内にいる）場合でも、同様との事でした。

124	30台の社有車を120名ほどが共有しています。検知器は車両数必要でしょうか？	弊社の検知器の場合、事務所内でのアルコール測定は機種によっては十分に1台で測定は可能だと思われます。なお、直行直帰などの場合で事務所外でのアルコール測定をお考えの場合、直行直帰を行う台数分のアルコール検知器が必要になると考えられます。
125	アルコール検知器は、使用しても使用しなくても1年で交換と聞いております。使用しないのであれば1年経っても使用可能かと思いますがなぜ1年で交換なのでしょう。アルコール検知器は1年しか持たない機器ということでしょうか。	アルコール検知器に使用するセンサーは、使用による劣化だけではなく空気に触れ続けることによる経年劣化もございますので、多くの検知器メーカーは使用回数と共に使用期間についても制限を設けております。
126	アルコール検知器の買い替えはどの程度の期間で行うのが望ましいのでしょうか。	アルコール検知器に使用するセンサーは消耗品であり、どのメーカーのセンサーでも必ず校正作業や交換が必要になります。一般的にはハンディタイプのアルコール検知器はセンサー寿命により交換する事が多いですが、その場合機器の取扱説明に交換時期の目安は記載しているかと思われますので、そちらをご確認ください。尚、弊社のアルコール検知器は基本的に買替ではなく、定期的な校正となりますので、買替は不
127	半導体式センサーの検知器はアルコール濃度だけでなく、コーヒーやタバコにも出てしまうと聞いたことがあります。本当ですか？その場合点呼表はどのように記録すればいいのか？運転は出来ないのですか？	半導体式センサー以外の高性能なセンサーの検知器であっても、発酵食品（パン、納豆、ヨーグルト等）や消毒、殺菌などを目的としたアルコール成分を含むもの（歯磨き粉、うがい薬、口臭消し等）では、数値反応が出る場合がございます。
128	安い検知器を使用しても、法的には問題はないですか。	国家公安委員長が定める告示に適合していれば、値段は関係ありません。一定の性能をクリアしたアルコール検知器協議会の認定品をお勧めいたします。
129	安い検知器の導入を検討しているが、「アルコール検知器協議会の認定」の中から選んだ方が安心でしょうか？	測定の精度を考えた場合、アルコール検知器協議会の認定機器であれば、信頼性は高いと考えられます。飲酒運転防止といった高い効果を考えた場合、不正防止のシステムや記録保存の機能は重要なポイントになりかと思われます。ですので、運用方法をご検討いただき、費用対効果を踏まえたご選択をいただければと存じます。
130	アルコール検知器について、ほぼどんなものでも良いという説明でしたが、アルコール検知器協議会認定品である必要はないのでしょうか？	今般のアルコールチェックの義務化においては、アルコール検知器の選定に制限はございませんので、どのような検知器でも問題はございません。ただし、実際の飲酒運転の抑止効果や安全面からは、是非とも弊社検知器や『アルコール検知器協議会認定品』をお勧めいたします。
131	検知器の故障時はどのように対処するのが適切でしょうか。修理や代替機送付では最低でも1～2日のタイムラグが発生し、その間は業務できません。厳格な運用を求めると高価な検知器を事業所ごとに2台以上用意しないといけなくなります。	実際に起こりうるケースですが、緑ナンバーの事業者様でよくある対処方法は、安価なハンディタイプのアルコール検知器を予備用に保有しておき、故障等どうしてもやむを得ない場合は、そちらで確認を行っている模様です。
132	「常時有効性の確認」について、確認方法について何か指針はあるのでしょうか？	現在、警察庁の規定する法令では、特に指針はございません。ただ、先行する運輸事業においては、ある程度の指針は示されており ・アルコールのない状態で測定し0と反応が出る事。 ・アルコールを含んだ状態で測定し、数値（反応）が出る事。が必要な条件かと思われます。
133	白ナンバー事業者向けに、アルコール検知器の導入を支援する補助金事業はございますか？	現状ではまだ白ナンバー義務化に関連する補助金制度について発表等はございません。
134	検知器導入にあたり、補助金制度などはあるのでしょうか？	現状ではまだ白ナンバー義務化に関連する補助金制度について発表等はございません
135	検知器の需要が急増すると思いますが、供給体制はいかがでしょうか？	現在、弊社でも最大限の供給体制で機器を準備しておりますが、義務化開始前には、欠品になる可能性はあるかと存じます。是非とも早めのご導入をご検討ください。
136	今後、白ナンバー事業者以外（自動車を使用する業務を行う全企業）およびマイカー通勤者に対しても同法令適用の対象となっていくのでしょうか。	今後の法令動向はわかりませんが、通勤災害、労働災害、いわゆる、労働安全衛生観点で、マイカー通勤者、徒歩通勤者を含め、「全従業者」を対象とすることが、飲酒運転やアルコール問題の防止になると考えております。
137	半導体不足の影響で、機器の製造や入荷が遅れる可能性があると思いますが、2022年10月よりさらに延期される方向性は出ていますか？	今後の国の方針等は不明ですが、従来のアルコール検知器義務化の事例を見ると、再度の延期の可能性は低い様に思われます。
138	緑ナンバーではアルコールチェックを”点呼”として実施します。白ナンバーのアルコールチェックでも”点呼”と呼んでも良いのでしょうか	安全運転管理者制度においては、アルコールチェックとは別に『点呼と日常点検』を行うべき義務として定義しておりますので、目視でのアルコールチェックを含む対面のやり取りについて、点呼という言葉をご使用いただくことは問題ないと思われます。
139	もし運転後チェックがNGだった場合はもう手遅れだと思うのですがどう対応すればよいのでしょうか？	おっしゃる通り、運転後に酒気帯びが発覚するケースなどはあろうかと存じます。その場合、まずはしっかりとその事実を記録に残すとともに、再発防止のための指導、教育が重要であると考えられます。尚、このようなケースの場合、あるいは処罰等の措置が必要に場合もあろうかと思われますので、そのための社内の規定等の整備をご準備いただければと存じます。
140	運転記録証明はどうすれば入手できますか？ また、国に業界として報告して欲しいです。補助制度の創設もお願いして欲しいです。	運転記録証明書の入手に関しては、下記よりご確認ください。 <a href="https://www.jsdc.or.jp/certificate/tabid/110/Default.aspx">https://www.jsdc.or.jp/certificate/tabid/110/Default.aspx</a> 尚、弊社のクラウド管理システムKarte-PRO(カルテ・プロ)では一括の運転記録証明書の申請書類を作成できますので、よろしければご導入の上、ご活用ください。また、国に対しての様々な要望は、パブリックコメント等で実施してまいります。
141	ヒューマンシナジーは全員お酒をやめたほうがよい、とお考えですか。	弊社ではアルコールに関する正しい知識をお伝えする啓蒙活動を行っております。そのうえで、弊社からお願いしたい事は、必ずしもアルコールをやめる事を求めるわけではなく、アルコールに関する正しい知識を持っていただき、アルコールと安全に付き合っていたいただきたいという事になります。
142	安全運転管理者が絶対に目視確認しないとだめですか？	安全運転管理者による酒気帯び確認が困難である場合、「副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者」による確認が認められています。
143	休日出勤などで安全運転管理者・副管理者が不在＆連絡不可で目視等確認ができない場合、運転不可となりますか？	法律を厳密にとらえた場合、そのようになります。ただし、安全運転管理者が不在の場合でも「安全運転管理者の業務を補助する者」に委託することは可能です。
144	目視確認は安全運転管理者が行うのでしょうか？	安全運転管理者による酒気帯び確認が困難である場合、「副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者」による確認が認められています。
145	役員への目視確認等も必須でしょうか？	役職や所属部署は問わず、業務で運転される方は全て、酒気帯び確認の対象となります。
146	2022年10月以降、対面での目視とアルコール検知器を用いた検査は両方すべきであると考えるべきでしょうか？	2022年4月からは目視による酒気帯び確認、2022年10月以降は目視確認に加え更にアルコール検知器を用いた検査が必要になるとお考え下さい。

147	1日二回の測定が必要との事ですが、乗車後の確認も対面での確認が必要なのでしょうか。	「運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認」と定められておりますので、運転後も酒気帯び確認が必要となります。
148	対面での確認が原則とのことですが、画像が記録される検知器を使用し、後から記録を閲覧する方法は代替にはなり得ないでしょうか。	現状においてはそのような記録型アルコール検知器であっても目視等での確認が必要となります。
149	アルコール検知結果によって運転の可否を判断することはリアルタイムに行うことが必須となるのでしょうか？	目視等による確認という事項があるため、リアルタイムでの確認（及び判断）が必要であると思われます。
150	22年10月以降（検知器利用以降）も目視等での検査も必須なのでしょうか。	22年10月以降であっても、目視等の確認は必要になります。
151	目視必須でしょうか？（その代わりに検知器使用だと思っておりました）	目視等の確認が必要であると定められております。
152	2022年10月以降、アルコール検知器を使用することになってからも、目視確認は必要になるのでしょうか。	2022年10月からのアルコールチェックの義務化については、アルコール検知器の使用と目視確認の両方が必要になります。
153	直行直帰の場合ビデオ通話による確認で問題ないでしょうか？	対面に代わる方法としてビデオ通話等による確認は認められております。
154	目視の代替方法ですが、深夜・早朝において記録型のアルコール検知器を用いて測定し、営業時間で確認するという事はやはり認められないのでしょうか。	法律上の要件では、目視等の確認が必要であると定められておりますので、認められないとお考え下さい。
155	安全運転管理者が不在で「目視等の確認」が厳しい場合、アルコールチェックを実施した写真を残し、その写真を確認することでも足りるのでしょうか。	目視による確認か、それに準ずる方法としてのIT点呼、電話点呼になりますので、リアルタイムでの確認をお願いいたします。また、安全運転管理者による酒気帯び確認が困難である場合、「副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者」による確認が認められています。
156	据え置き型検知器導入を検討していますが、早出や深夜帰り時の対応に苦慮しています。チェックの際、管理者が対面や電話で確認を行わないと、「目視等による確認」要件は満たせませんか？	記録型の検知器を使用していた場合であっても、目視もしくは電話等のリアルタイムの確認は法律上必須となります。